

2016 年度 サービス産業海外展開支援リテイン事業
業務委託公募要項

2016 年 6 月 20 日
ジェトロ・ソウル事務所
所長 保科 聡宏

ジェトロ・ソウル事務所では、サービス産業分野における進出日系企業の事業活動円滑化および大韓民国への日本企業の新規進出支援を目的として、当該分野の現地情報に詳しく、原則日本語で相談・報告が可能である法人をリテインし、経営・進出等に対する個別・具体的な情報を収集するとともに、当地にて日本企業のための個別相談、ビジネスマッチングを業務委託できる個人または法人を募集しております。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき、ジェトロ・ソウル事務所宛に応募書類をご提出ください。

1. 事業目的：

日本の企業のサービス産業の海外展開を支援するため、当該国・地域の当該分野専門家による相談対応や現地企業・パートナー等とのビジネスマッチング支援などを行う。

2. 業務委託内容：

(1) 対象分野

①流通・小売業、②外食産業、③理美容産業、④教育産業、⑤介護・医療、⑥その他生活関連サービス業等（コンテンツ関連業種を含む）

(2) 次の 4 つの業務を行う。

- ① 相談対応業務
- ② ビジネスマッチング支援業務
- ③ マッチング・フォローアップ業務
- ④ 基盤強化活動

① 相談対応業務

A. ブリーフィング：

海外市場の開拓等に関する個別相談対応（ブリーフィング・サービス）を海外もしくは日本国内で行う。また、必要に応じて市場視察への同行等を行う。原則として、ジェトロ本部、大阪本部あるいは貿易情報センターを通しての事前予約制とする。（海外実施分は 1 件当たり 1 時間程度、日本国内実施分は 1 件当たり 30 分程度を目安とする。）

B. E-Mail 相談対応：

日本の企業や関係機関からジェトロを通じて寄せられる海外市場の開拓等に関する問い合わせに対し、E-Mail にて回答する。1 件につき A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度を回答量の目安とする。

② ビジネスマッチング支援業務

対象分野のサービス産業で既進出日系企業、もしくは、進出を検討する日本企業から現地パートナーとのマッチングに係る依頼があった場合、パートナー先候補等抽出や商談アレンジ・サポートなどに対応する。主な業務内容は以下のとおり。

A. パートナー先候補企業の抽出・マッチング企業の選定

申込企業が進出する際に重要な現地のパートナー先となり得る企業等の基本情報を収集し、申込企業へパートナー先候補企業リストとして提供する（担当者名、連絡先等の確認までを行う）。

B. パートナー先候補企業の関心度合いヒアリング

上記 A でリストアップした企業について、ジェトロから指示があった場合、パートナー先候補企業の商談関心度合いをヒアリングする。

C. 商談アレンジ/アポイントメント取得

ジェトロからの指示に基づき、申込企業とパートナー先候補企業等との面談をアレンジする。面談が実施、完了した時点で 1 件と数える。

D. 当日の商談同席・サポート

面談に同席し、商談フォローを行う。面談が実施、完了した時点で 1 件と数える。（30 分程度を目安とする）

③ マッチング・フォローアップ業務

上記②においてビジネスマッチング支援を行ったパートナー先候補等に対し、ジェトロが指定する時期にその後の商談の進捗状況、商談イベント自体の感想、評価、要望を電話・メール等で確認し、所定のフォームで報告する。ジェトロ事業参加者及びバイヤーからの要望に応じた、両者の橋渡しのためのフォローアップも本業務に含める。

④ 基盤強化活動

A. パートナーレポート作成：

企業との取引可能性があるパートナー先候補企業やマッチング企業等をジェトロの指示に基づき訪問等により発掘し、その詳細を書面にて報告する。

B. サービス産業海外展開支援事業に関するアドバイス・提案

必要に応じて、サービス産業海外展開支援事業に対するアドバイス・提案等を面談にて行い（1 時間程度を目安とする）、書面にて報告する。

C. 規制・制度・市場調査等

サービス産業を対象にした最新の消費動向、流行のサービス、現地特有の商習慣、販売方法、規制等に関する調査をジェトロの指示に基づき行い、書面にて報告する。

(3) 報告書

月次報告書を作成し、ジェトロ・ソウル事務所に提出する（別途指定する形式による）。

(4) その他

ジェトロの要請に基づく関連業務、また、必要に応じて業務出張の可能性がある。出張に係る経費（交通費、宿泊費等）はジェトロが負担。

3. 業務委託カバーエリア：

大韓民国

4. 使用言語：

「日本語」および「韓国語」

5. 募集人数：

最大 3 者

6. 業務委託料（税込み）：

(1) 業務委託単価

業務が生じた際の出来高払いとし、単価は以下のとおり。

なお、各件数については、支援の内容・程度に応じて、ジェトロと協議の上、決定することとする。

① 相談対応業務

A. ブリーフィング業務：15 分につき 55,000 ウォン

交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した遠隔地（ジェトロの規定に基づく）でブリーフィングを行う場合は、交通費等をジェトロが負担する。

ジェトロが要請した日本国内で実施するブリーフィング、セミナー等での情報提供業務を行なう場合は出張に係る経費(交通費、宿泊費等)をジェトロが負担する。
なお、日本の所得税法に基づき、係る経費に源泉徴収額 20.42%が本単価より徴収される。(免税・減免対象国を除く)

B. E-Mail 相談対応業務: 1 件の照会への回答 (A4 用紙 1~2 枚前後) につき 220,000
ウォン

② ビジネスマッチング支援業務 (事前予約制):

A: 売り込み先候補企業の抽出、マッチング企業の選定 1 件につき 11,000 ウォン

B: 売り込み先候補企業の関心度合いヒアリング 1 件につき 33,000 ウォン

C: 商談アレンジ/アポイントメント取得 1 件につき 55,000 ウォン

D: 当日の商談同席・サポート 15 分につき 55,000 ウォン

③ マッチング・フォローアップ業務: 1 件につき 220,000 ウォン

* ②③に関し、ビジネスマッチング支援業務、マッチング・フォローアップ業務実施に係る電話・メール等の通信費は委託料に含まれる。ただし、別途、ジェトロの許可を得て遠隔地のバイヤーを訪問する等の業務が追加的に発生した場合は、それに係わる交通費等をジェトロが負担する。

④ 基盤強化活動

A. パートナーレポート作成: 1 件につき 550,000 ウォン

* 遠隔地のパートナー先候補企業を訪問するなど本業務を実施する場合は、事前にジェトロの許可を得て行うこととし、それに係る交通費等をジェトロが負担する。

B. サービス産業海外展開支援事業に関するアドバイス・提案・事業実施打ち合わせ:
1 件につき 220,000 ウォン

* ジェトロ・ソウル事務所でのアドバイス実施を前提とした委託料。

交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した遠隔地でアドバイス等を行う場合は、それに係わる交通費等をジェトロが負担する。

C. 規制・制度・市場調査等: 1 件につき 220,000 ウォン

サービス産業を対象にした最新の消費動向、売れ筋商品、現地特有の商習慣、販売方法、規制等に関する調査をジェトロの指示に基づき行い、書面にて報告する。

(2) 上限額

年間支払総額の上限額は 4,950,000 ウォンとする。(3 者合計)

(本事業はジェトロの指示に基づく出来高払いのため、本金額が受託先の年間受取総額を保証するものではありません。)

7. 応募資格：

以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 当地に現地法人、又は支店を有すること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (6) 本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 健康状態が良好であること。
- (8) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応できること。
- (9) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

8. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロ・ソウル事務所宛に郵送または持参にて提出願います。

※その他、応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

9. 選考方法：

ジェトロ・ソウル事務所が応募書類受領後、書類審査を経て採否を決定します（なお、必要に応じて面談を行うことがあります。）。選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
- (5) 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語もしくは現地で通用する言語による業務が可能であること

なお、採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

10. 応募期間：

2016年6月20日（月）～ 7月4日（月）12:00

11. 業務委託期間：

契約締結日～2017 年 3 月 31 日

12. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

13. 注意事項

- (1) 委託契約の締結者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 委託契約の締結者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、再委託が可能です。
- (3) 委託契約の締結者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属します。
- (4) 本件調達案件は 2016 年度に係わるものであり、予算等の都合により履行期間の変更又は案件をとりやめることがあります。

14. 応募先：

ジェトロ・ソウル事務所（担当：李海昌、柴谷昌宏）

住所 ソウル特別市鐘路区清溪川路 41 永豊ビル 3 階

E-mail：KOS@jetro.go.jp

TEL：02-739-8657

FAX：02-739-4658

以上